令和６年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政支援団体等監査

1	指定管理者制度ガイドラインに即した適正な施設運営を行うこと ○ 指定管理者が加入していた施設賠償責任保険及び第三者責任保険について、指定管理者制度ガイドラインで定める基準を下回る補償額となっていたものがあった。契約内容の確認を区が適切に行っていなかったため、不適切な内容の契約が毎年繰り返されていた。特に指定初年度においては十分な確認を行うよう、全庁的に事務手続きを見直し、施設管理が指定管理者制度ガイドラインの趣旨に沿った適正なものとなるよう取り組まれたい。 回答:区長
取組状況	○ 指定管理者が加入した施設賠償責任保険及び第三者責任保険の契約書の写し等を徴収し、指定管理者制度ガイドラインで定める基準に沿った補償内容となっているか確認するよう、指定管理施設の所管課に対し毎年度通知することなどにより、指定管理者制度ガイドラインに即した適正な施設運営が確保されるように徹底していく。

令和６年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政支援団体等監査

2	指定管理者におけるコストの透明性を高めること ○ 指定管理者に対し、精算が必要な施設管理と精算が不要な個別事業の委託を同時に行っている場合、重複する人件費など、共通費の按分割合が明示されていない事例については、経費の適切性を検証するうえで記載が必要である。 ○ また、収支報告書に対応した貸借対照表や現預金残高の記帳が行われていない事例については、施設運営上のリスクを把握するうえで必要な資料となるため、資料の拡充を求めたい。 ○ また、収支報告書において、法人管理経費（本部費用）が委託料に含まれ、内訳が記載されていないものについては、区が指定管理者へ支払う費用は公費であり、その使途は透明性が求められることから、区で参考の算出基準を持つことも含め、法人管理経費（本部費用）を記載するよう求めたい。 回答:区長
取組状況	○ 指定管理に関する経費の適切性を検証するために必要な記載や、施設運営上のリスクを把握する上で必要な資料の提出、指定管理料の透明性を確保するための収支報告書の記載などについて、それらの必要性を指定管理施設の所管課に通知し、指定管理者におけるコストの透明性を高めるよう努めていきたい。